

## 新型コロナウイルス感染症回復後の当院への受診について

新型コロナウイルス感染症に罹患されて回復された患者さんは、つぎのような場合には、当院で一般診療科（コロナ診療とは無関係の）の受診や検査を受けていただくことができます。

- 新型コロナウイルス検査が陽性であった方（症状、入院の有無にかかわらず）：  
解熱剤等を用いずに平熱で、すべての症状を3日以上認めず、かつ、新型コロナウイルス感染症発症翌日から数えて、**10日目以降**であること。

なお、上記の場合であっても、エアロゾル（呼吸している息にウイルスなどの微粒子が混ざったもの）が多数発生する検査・治療（胃カメラ、大腸カメラ、歯科・口腔外科での歯科用ドリルを用いた治療、耳鼻科診療全般、呼吸機能検査、その他）などについては、新型コロナウイルス感染症の病状の経過によっては、診療・検査を10日目より後に、延長させていただく場合があります。

患者さん、医療従事者、両者の安全を守りつつ、必要な医療を最大限提供できるように努めていく所存ですので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2022.12.13.

公立館林厚生病院 病院長